

証券コード 4926
平成27年6月2日

株 主 各 位

東京都港区六本木七丁目18番12号

株式会社シーボン

代表取締役兼 金子靖代
執行役員社長

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
※受付開始時刻は、午前9時を予定しております。
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番2号
東京ミッドタウン ミッドタウン・イースト 地下1階
東京ミッドタウン・ホール HallA
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第50期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内
議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cbbon.co.jp/company/>) に掲載させていただきます。

◎株主様との懇親会は取りやめさせていただき製品説明会とさせていただきます。（軽食のご用意はございません。）

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の追加金融緩和策等により株高が進んでいるとともに、企業収益や雇用環境が改善し、緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、昨年4月以降の消費税増税の影響による消費マインドの低下や欧州をはじめとする海外経済の下振れ懸念が景気を下押しするリスクとなっており、依然として予断を許さない状況が続いております。

こうした経営環境の中、当社は「顧客数の拡大」を経営指針として、平成25年3月期から平成27年3月期までの中期経営計画に基づき、ブランド力の強化等による新規顧客の獲得とともに、顧客満足度の向上による既存顧客のロイヤルカスタマー化を推進してまいりました。

当事業年度におきましては、新規顧客の獲得及び認知度向上を図るため、新宿ステーションスクエア等の人々が集まるスポットでのイベントプロモーションを行いました。また、従来より展開している異業種企業の顧客網を活用した来店誘導やWEBブランディングを継続することで、潜在顧客にアプローチしてまいりました。さらに、物販やフェイシャルケア・ネイルケア等のクイックサービスを行うアンテナショップ「C'BON Beauty Oasis 新宿サブナード店」をオープンし、新しい顧客層へのアプローチを展開いたしました。

既存顧客につきましては、定番美容液をバージョンアップした『FPプログラム14Q』増量キャンペーン（9月）や『ファーマントパウダー』増量キャンペーン（2月）をはじめ、季節に合わせたキャンペーン等、定期的に店舗へご来店いただける企画の実施に加え、ポイントシステムの充実を図るため、フェイシャルケア以外のサービスを提供する店舗を順次拡大してまいりました。また、メールアンケートを積極的に活用したきめ細やかなサービスを提供し、顧客満足度の向上を常に意識した接客に努めてまいりました。

製品におきましては、下記のとおり期間限定製品等を発売いたしました。

- ・4月：美白シーズンを目前に、透明感のある肌を目指すための美白スキンケアライン

『ホワイトシリーズ』より、限定品の『ブライトアップマセ』を追加した期間限定セットを発売。

新たな顧客層へのアプローチを目指し、より身近に手にとって効果を実感していただくため、通信販売をメインチャネルとしたスキンケアライン『アビリティシリーズ』を新発売。

- ・ 5月：紫外線等によるダメージ肌に働きかけるサロン専用のスペシャルケアセット『SPA J-W』をバージョンアップし、期間・数量限定で発売。
- ・ 6月：4月の期間限定セット用に発売した『ブライトアップマセ』を通常製品として発売。
美と健康をサポートする甘酸っぱい4種のベリー味の健康飲料『酵素美人-紫』を新発売。
- ・ 8月：シミにピンポイントで働きかける美白用クリーム『ブライトクリームS』及び美白エッセンスとコラーゲンシートで、シミ多発ゾーンを集中ケアする『モイストリンクルホワイトS/モイストリンクルWシートS』をバージョンアップ。
- ・ 9月：肌リズムに合わせ2週間で集中ケアする美肌トリートメント美容液『FPプログラム14Q』をバージョンアップ。
- ・ 10月：様々なシワサインにアプローチし、ふっくらハリ肌へ導く『BXシリーズ』（化粧水・美容液の2アイテム）を新発売。
4月に新発売した『アビリティシリーズ』より、ハリと輝きを与える美容液『ローション』と日焼け止め化粧下地『UVプロテクトベース』を新発売。
- ・ 11月：年々高まる男性の美容意識に応えるべく男性用スキンケア『オムシリーズ』を通信販売をメインチャネルとして新発売。
今秋に収穫された巨峰ストレート果汁を使用した健康飲料『葡萄美人-2014』を数量限定で発売。
- ・ 12月：トータルエイジングケア（年齢肌にハリやうるおいを与えること）機能を搭載した美顔器『美肌スペシャリスト5』、美顔器のために開発した美容液『リバイタライジングコンク』を新発売。美顔器のみ数量限定で発売。
生姜を使用した健康飲料『酵素美人-金』を数量限定で発売。
- ・ 1月：肌本来の美しさを引き出すベーシックケアライン「フェイスチャリスト」シリーズより保湿化粧水『デュアルモイストローションQ』及び保湿乳液『スキンコンディショナーQ』をバージョンアップ。
美顔器『美肌スペシャリスト5』のために開発した美容液『リンクルコンク』を発売。
髪のエイジングケア（年齢肌にハリやうるおいを与えること）対策として、頭皮環境を整えて髪に活力を与える「カンビセイ」シリーズのうち、3品目（『ス

カルプエッセンスEX』『スカルプシャンプー』『スカルプトリートメント』)
4アイテムをバージョンアップ。

- ・ 3月：創立50周年記念特別企画として、お客様と共同開発したレッグ用ジェルクリーム『ビューティレッグトリートメント』を新発売。

以上の販売活動を実施いたしました。消費増税前の駆け込み需要の反動による顧客単価の減少や、集客費用の経費効率を重視した結果、集客規模縮小による新規顧客数の減少等の影響で、直営店舗における売上高は13,522,792千円（前年同期比7.1%減）となりました。

この結果、当事業年度における業績は、売上高13,934,884千円（前年同期比7.2%減）、営業利益539,715千円（前年同期比60.6%減）、経常利益597,418千円（前年同期比58.2%減）、当期純利益302,398千円（前年同期比64.0%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、販売網の拡大を図るべく直営店を1店舗開設し、7店舗を改装いたしました。また、顧客数増加に伴う収容能力の向上とお客様サービスの充実のため、1店舗を移設いたしました。

この結果、当事業年度における設備投資の総額は353,444千円（出店に伴う敷金保証金を含む）となりました。なお、当事業年度における設備の除却損等は4,797千円であり、これは、店舗の移転・改装等に伴う建物、工具等を除却したことによるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 (平成24年3月期)	第 48 期 (平成25年3月期)	第 49 期 (平成26年3月期)	第 50 期 (当事業年度) (平成27年3月期)
売 上 高 (千円)	14,228,157	14,147,899	15,017,626	13,934,884
経 常 利 益 (千円)	1,426,346	930,360	1,430,587	597,418
当 期 純 利 益 (千円)	259,421	493,153	840,149	302,398
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	61.14	120.46	206.73	75.51
総 資 産 (千円)	11,099,719	11,239,186	11,860,646	11,618,309
純 資 産 (千円)	8,644,557	8,581,336	8,828,803	8,903,553
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,037.45	2,097.13	2,217.27	2,210.05

- (3) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は平成28年3月期から平成30年3月期までの中期経営計画の経営指針として「カスタマーバリューの創造」を掲げ、ブランド力の強化や人材育成等を図ることで、お客様一人ひとりが当社の製品・サービスを利用することに付加価値を見出せる事業体制を押し進めてまいります。

中期経営計画実現のための重点課題として、「ブランド力の強化」「人材の強化」「製品開発力の強化」の3つの項目を掲げております。

① ブランド力の強化

新たなお客様を獲得するため、集客力のある商圈への出店を継続するとともに、オープンレイアウトで視認性が高く、ワンストップで美容サービスを提供する店舗を展開することで、当社の製品・サービスを訴求してまいります。

また、WEBを活用した情報発信を積極的に行うことで、「C'BON」のブランド価値を高め、WEBをはじめとした様々な集客活動を行いやすい事業基盤の構築と通信販売における新規顧客獲得を図ってまいります。

さらに、ポイントサービスの拡充による魅力的な会員サービスを展開するとともに、接客時の販促ツールとしてタブレット端末等を活用した接客の質の向上により、顧客基盤の強化を図ってまいります。

② 人材の強化

当社の製品・サービスと並んで重要な成長の源泉は人材です。女性の活躍がこれまで以上に期待される現在において、優秀な人材の獲得・育成は重要な経営課題であると考えております。そのために、パート社員の正社員化の推進や復職支援等、女性の多様なライフステージに対応した働きやすい職場環境の充実と教育制度、評価制度の整備を進めていきます。

また、人事制度の整備とあわせて、社員の働き方の多様性に対する取り組みを積極的に情報発信していくことで、女性が輝く企業のリーディングカンパニーとしての地位確立を目指してまいります。

③ 製品開発力の強化

当社が化粧品メーカーとしての確固たる地位を築くため、製品開発力の強化にも注力してまいります。具体的には、多様化する販売チャンネルに合わせた製品、健康食品の開発等、市場ニーズに迅速に対応できる開発体制を構築してまいります。

また、市場ニーズや研究開発のトレンドに対応するため、大学等の外部研究機関との連携を視野に入れ、当社が有するお肌データを活用した共同研究を図ることで、独自の製品ラインアップを投入してまいります。

一方で、製品の安全面を担保するための評価体制の強化と品質保証体制の充実を図り、お客様が安心して使用できる製品づくりを行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

化粧品及び医薬部外品の製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

- ① 本店 東京都港区六本木七丁目18番12号
- ② メインオフィス・総合研修センター「シーボンパビリオン」
神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号
- ③ 生産センター 栃木県河内郡上三川町多功2524
- ④ 研究開発センター 栃木県河内郡上三川町多功2570番3
- ⑤ 直営店 フェイシャリストサロン108店舗
シーボンビューティオアシス1店舗
- ⑥ 集客拠点 11ヶ所

(注) 平成26年4月1日付で、シーボン美容研究所を生産センターと名称を変更し、また、新たに研究開発センターを開設しております。

(7) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 当社の従業員数の推移

部門区分	従業員数（名）	前事業年度末比増減（名）
本社部門	161 (108)	3 (△25)
直販営業部門	943 (335)	13 (5)
生産部門	58 (65)	4 (12)
合計	1,162 (508)	20 (△8)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

② 当社の従業員の状況

	従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男性	75 (14)	43.2	13.7
女性	1,087 (494)	33.7	7.0
合計又は平均	1,162 (508)	34.3	7.5

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,269,800株 |
| (3) 株主数 | 10,888名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
犬 塚 雅 大	733千株	17.18%
シ ー ボ ン 従 業 員 持 株 会	248	5.82
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 E 口)	178	4.18
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	124	2.92
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	120	2.81
犬 塚 公 子	95	2.23
安 田 亜 希	95	2.23
望 月 曉 一	81	1.91
金 子 靖 代	73	1.73
藤 井 達 夫	70	1.66

- (注) 1. 持株数は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（159株）を控除して計算しております。
 3. 持株比率の計算上、資産管理サービス信託銀行株式会社（株式給付信託（J-E S O P））が所有する当社株式178,796株及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（従業員持株会信託型 E S O P）の所有する当社株式65,200株を含めて計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成27年3月31日現在)

	第2回新株予約権
発行決議日	平成25年7月18日取締役会決議
目的となる株式の種類	普通株式
発行価額	無償
行使価額	1株当たり2,070円
新株予約権の数及び株数	220個(22,000株)
役員の保有状況	取締役4名 (社外取締役を除く)
権利行使期間	自 平成27年8月1日 至 平成34年7月31日
行使の条件	注

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 権利行使時において、引き続き当社の取締役又は従業員(将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の日から5年以内(権利行使期間中に限る)に限り、権利を行使することができる。
- ② 譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
- ③ その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	犬 塚 雅 大	－
代表取締役兼執行役員社長	金 子 靖 代	－
常務取締役兼執行役員	諏 佐 貴 紀	管理部兼社長室担当
取締役兼執行役員	朱 峰 玲 子	直販営業部兼営業推進部担当
取締役兼執行役員	三 上 直 子	生産部担当
取 締 役	高 橋 健	株式会社ウエストホールディングス 社外監査役
取 締 役	白 石 真 澄	関西大学政策創造学部 教授 株式会社J Pホールディングス 社外取締役 旭化成株式会社 社外取締役 中日本高速道路株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	中 沢 ひ ろ み	－
監 査 役	土 屋 奈 生	P w C 弁 護 士 法 人 弁 護 士
監 査 役	大 井 素 美	大井公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役 高橋健氏及び取締役 白石真澄氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 中沢ひろみ氏、監査役 土屋奈生氏及び監査役 大井素美氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 中沢ひろみ氏及び監査役 大井素美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
4. 当社は、取締役 高橋健氏及び取締役 白石真澄氏、常勤監査役 中沢ひろみ氏、監査役 土屋奈生氏及び監査役 大井素美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、執行役員制度を導入しております。平成27年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

(氏 名)	(当社における地位及び担当)	
崎 山 一 弘	執 行 役 員	直販営業部担当
清 水 和 子	執 行 役 員	美容指導担当
久保田 英 男	執 行 役 員	管 理 部 担 当

(2) 当事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支給人数	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2)	192百万円 (10)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	17 (17)
合 計 (うち社外役員)	10 (5)	209 (28)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。また、別枠で平成22年6月28日開催の第45期定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議をいただいております。
4. 上記の支給額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として取締役4名に対し2.1百万円を含んでおります。
5. 上記以外に、平成18年6月20日開催の当社第41期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議しております。当事業年度末における今後の打ち切り支給予定金額は取締役1名で7百万円になっており、当該金額はすでに未払金として計上済みになっております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

- ・取締役 高橋健氏は、株式会社ウエストホールディングス 社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 白石真澄氏は、関西大学政策創造学部 教授、株式会社JPホールディングス 社外取締役、旭化成株式会社 社外取締役、中日本高速道路株式会社 社外監査役を兼務しております。なお、当社と同大学及び3社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 土屋奈生氏は、PwC弁護士法人の弁護士であります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 大井素美氏は、大井公認会計士事務所 所長を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 高橋 健	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。企業経営における豊富な経験と幅広い識見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 白石 真澄	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席いたしました。他社の取締役としての経験と幅広い識見を活かし、当社の経営体制の強化をするための助言・提言を行っております。
常勤 監査役 中沢 ひろみ	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っており、監査体制の充実に寄与し、日常的にも助言・提言を活発に行っております。
監査役 土屋 奈生	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
監査役 大井 素美	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回、監査役会14回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役 高橋健氏及び取締役 白石真澄氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役 中沢ひろみ氏、監査役 土屋奈生氏及び監査役 大井素美氏につきましては300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である基幹システムに係る現状調査における助言・指導業務に対して、その対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「企業行動憲章」の主旨に沿って、全役職員が企業倫理を重んじ社会的責任を果たすために「倫理規程」「コンプライアンス規程」「シーボン行動規範」を制定し、これらを周知徹底させることにより法令・定款・社会規範を遵守する。
 - ② 代表取締役社長の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括・監視する。
 - ③ 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンスの重要性とコンプライアンスを尊重する意識の醸成等につき繰り返し啓蒙する。
 - ④ 内部監査課を設置し、会社の業務が法令・定款・社内規程等に準拠し適正かつ合理的に行われているかを監査し、監査結果を定期的に取り締役会・監査役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会及び経営会議等の会議の議事録並びに参考資料等の重要な情報）については、「文書管理規程」「文書保存年限表」等社内規程の定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - ② 取締役又は監査役が求めた時は、担当部署はいつでも当該情報を閲覧又は謄写に供する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機に関するフローとガイドライン」を制定し、平時にはリスクの発生を未然に防止する諸施策を講じるとともに、万一危機事態が発生した場合の対応についても予め「危機レベルに応じた対応策」等を定め、統合的にリスクマネジメントを行う。
 - ② 代表取締役社長の諮問機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のリスクマネジメントを統括し、全社横断的に経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処する。

- ③ 内部監査課を設置し、リスクマネジメントを検証するために、本社・工場・店舗を定期的に監査し、当社業務が適正かつ合理的に行われているかを評価する。監査結果を定期的に取締役会・監査役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会の決定に基づく社内規程（組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程等）において、取締役の基本職務や役割、責任、権限、決裁基準等を明確に定め、効率的な業務体制を整備する。
- ② 取締役会を毎月定例開催する他、必要に応じて適宜臨時開催し、迅速かつ適切な意思決定を図る。経営計画の策定や重要な職務執行課題については、事前に取締役・執行役員で構成する「経営会議」において十分な審議を経て、取締役会に付議し決定する。
- ③ 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議する委員会を設置する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 現在監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議し設置する。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし人事異動及び人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとする。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起をするために、監査役は、取締役会、経営会議やその他の重要会議に出席することができる。
- ② 監査役には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出される。
- ③ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事態や不正、法令・定款等の重大な違反のおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役からヒアリングの要請があった場合、取締役及び使用人はこれに応じなければならない。
- ② 監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換により、監査の実効性を確保する。

8. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化する。
- ② 「財務報告に係る内部統制規程」等に基づき、適正かつ有効な評価ができるよう、財務報告に係る内部統制システムを整備し、かつ適正に運用する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 「倫理規程」「シーボン行動規範」において、良識ある企業活動を心がけ、社会の規範を尊重する企業倫理を確立し、反社会的勢力との一切の関係遮断を基本方針としている。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じない体制を整備する。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。今後も株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、配当の継続に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に顧客ニーズに応える製品の開発のため、製造技術の向上と製品開発体制の強化に注力し、さらには、未出店エリアへの出店等、有効な設備投資を行っていきたいと考えております。

当社は、中間配当及び期末配当として年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成27年5月15日開催の取締役会において、1株につき40円と決議させていただきました。すでに平成26年11月28日に実施済みの中間配当金1株当たり40円とあわせまして、年間配当金は1株当たり80円となります。なお、配当金の支払開始日（効力発生日）は平成27年6月25日の予定としております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	5,330,283	流動負債	2,028,836
現金及び預金	2,978,447	買掛金	115,184
売掛金	1,033,718	リース債務	3,846
商品及び製品	438,389	未払金	796,056
仕掛品	48,349	未払費用	145,569
原材料及び貯蔵品	490,093	未払法人税等	198,343
前払費用	109,668	前受金	3,752
繰延税金資産	207,993	ポイント引当金	443,666
その他	23,802	資産除去債務	1,658
貸倒引当金	△180	その他	320,758
固定資産	6,288,026	固定負債	685,919
有形固定資産	4,637,524	長期借入金	45,799
建物	2,648,650	リース債務	6,242
構築物	177,919	株式給付引当金	84,252
機械及び装置	192,915	資産除去債務	302,989
車両運搬具	19,112	その他	246,635
工具、器具及び備品	219,885	負債合計	2,714,755
土地	1,378,554	純資産の部	
建設仮勘定	486	株主資本	8,813,734
無形固定資産	113,667	資本金	472,608
ソフトウェア	34,703	資本剰余金	356,508
その他	78,964	資本準備金	356,508
投資その他の資産	1,536,834	利益剰余金	8,445,497
投資有価証券	221,660	利益準備金	37,758
関係会社株式	94,587	その他利益剰余金	8,407,739
破産更生債権等	117	固定資産圧縮積立金	15,376
長期前払費用	19,181	別途積立金	100,000
繰延税金資産	156,108	繰越利益剰余金	8,292,362
敷金及び保証金	827,620	自己株式	△460,880
その他	242,665	評価・換算差額等	83,143
貸倒引当金	△25,107	その他有価証券評価差額金	83,143
資産合計	11,618,309	新株予約権	6,675
		純資産合計	8,903,553
		負債純資産合計	11,618,309

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,934,884
売上原価		2,884,515
売上総利益		11,050,368
販売費及び一般管理費		10,510,652
営業利益		539,715
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,554	
受取家賃	41,351	
その他の	8,044	58,950
営業外費用		
支払利息	585	
社宅等解約損	501	
その他の	160	1,247
経常利益		597,418
特別利益		
固定資産売却益	954	954
特別損失		
固定資産除却損	4,797	
減損	6,678	11,475
税引前当期純利益		586,897
法人税、住民税及び事業税	203,786	
法人税等調整額	80,713	284,499
当期純利益		302,398

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益 準備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成26年4月1日 期首残高	469,425	353,325	353,325	37,758	15,738	100,000	8,331,017	8,484,514	△523,329	8,783,935
事業年度中の変動額										
新株の発行	3,183	3,183	3,183							6,367
剰余金の配当							△341,415	△341,415		△341,415
固定資産圧縮積立金の取崩し					△362		362	-		-
当期純利益							302,398	302,398		302,398
自己株式の処分									62,448	62,448
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	3,183	3,183	3,183	-	△362	-	△38,654	△39,017	62,448	29,799
平成27年3月31日 期末残高	472,608	356,508	356,508	37,758	15,376	100,000	8,292,362	8,445,497	△460,880	8,813,734

項目	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成26年4月1日 期首残高	40,388	40,388	4,480	8,828,803
事業年度中の変動額				
新株の発行				6,367
剰余金の配当				△341,415
固定資産圧縮積立金の取崩し				-
当期純利益				302,398
自己株式の処分				62,448
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	42,754	42,754	2,195	44,950
事業年度中の変動額合計	42,754	42,754	2,195	74,749
平成27年3月31日 期末残高	83,143	83,143	6,675	8,903,553

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～50年

構築物 7年～60年

機械及び装置 7年～17年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に対応する負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ ポイント引当金

商品販売時にお客様に付与したポイントの使用による無償フェイシャルサービス等の提供に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。

⑤ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度における給付見込額を基礎として計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,247,447千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	196千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	75千円
販売費及び一般管理費	179千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4,266,100株	3,700株	一株	4,269,800株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加3,700株は、新株予約権の権利行使により新株を発行したことによる増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	284,259株	一株	40,104株	244,155株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の減少40,104株は、従業員持株会信託口から従業員持株会へ売却したもの等であります。

2. 自己株式数には、当事業年度末日において、従業員持株会信託口が所有する当社株式65,200株及び株式給付信託口が所有する当社株式178,796株を含めて記載しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成26年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しました。

- ・ 配当金の総額 170,637千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 40円
- ・ 基準日 平成26年3月31日
- ・ 効力発生日 平成26年6月26日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金4,208千円及び株式給付信託口に対する配当金7,156千円を含めております。

ロ. 平成26年10月31日開催の取締役会において、次のとおり決議しました。

- ・ 配当金の総額 170,777千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 40円
- ・ 基準日 平成26年9月30日
- ・ 効力発生日 平成26年11月28日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金3,368千円及び株式給付信託口に対する配当金7,151千円を含めております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成27年5月15日開催の取締役会において、次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 170,785千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 40円
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月25日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金2,608千円及び株式給付信託口に対する配当金7,151千円を含めております。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	10,600株
新株予約権の残高	106個

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	17,485千円
未払事業所税	3,948千円
未払賞与	34,561千円
未払費用	4,595千円
ポイント引当金	146,853千円
資産除去債務	548千円
繰延税金資産（流動）合計	<u>207,993千円</u>
繰延税金資産（固定）	
一括償却資産	13,117千円
減損損失	51,043千円
減価償却限度超過額	14,857千円
貸倒引当金	8,136千円
会員権評価損	7,054千円
投資有価証券評価損	6,947千円
未払退職金	25,395千円
資産除去債務	97,986千円
株式給付引当金	27,247千円
関係会社株式	679千円
小計	<u>252,466千円</u>
評価性引当額	<u>△28,586千円</u>
繰延税金資産（固定）合計	<u>223,879千円</u>
繰延税金負債（固定）	
固定資産圧縮積立金	△7,737千円
その他有価証券評価差額金	△32,167千円
資産除去債務に対応する除去費用	△27,866千円
繰延税金負債（固定）合計	<u>△67,770千円</u>
繰延税金資産（固定）の純額	<u>156,108千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>364,102千円</u>

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
住民税均等割	3.7%
評価性引当額	0.1%
研究開発費等の特別控除	△4.4%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	6.0%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>48.5%</u>

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は31,668千円減少し、法人税等調整額が34,951千円、その他有価証券評価差額金が3,282千円、それぞれ増加しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社売掛債権管理規程に基づき取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等は、全て3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

長期借入金は、「従業員持株会信託型E S O P」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金であります。なお、長期借入金は、金利変動リスクに晒されております。

これらの営業債務及び金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	2,978,447	2,978,447	－
② 売掛金（※）	1,033,537	1,033,537	－
③ 投資有価証券	221,660	221,660	－
④ 敷金及び保証金	827,620	801,623	△25,997
資産計	5,061,267	5,035,270	△25,997
① 買掛金	115,184	115,184	－
② 未払金	796,056	796,056	－
③ 未払法人税等	198,343	198,343	－
④ 長期借入金	45,799	45,799	－
負債計	1,155,384	1,155,384	－

（※）売掛金に対応している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

①現金及び預金 ②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

④敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

①買掛金 ②未払金 ③未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④長期借入金

長期借入金は、短期間で市場金利を反映する変動金利であることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額94,587千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）
現金及び預金	2,978,447
売掛金	1,033,537
合計	4,011,985

敷金及び保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

長期借入金は、「(1) 金融商品の状況に関する事項」に記載したとおりの借入であり、返済予定額については、従業員持株会が信託口から当社株式を購入する際の株価等により変動いたします。

よって、返済予定額を合理的に見積ることが困難なため、返済予定額は記載しておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,210.05円
(2) 1株当たり当期純利益	75.51円

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の株式数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた期中平均株式数については、従業員持株会信託口及び株式給付信託口が所有する自己株式を控除して算定しております。

9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要
当社は確定拠出年金制度を採用しております。

(2) 退職給付費用に関する事項
確定拠出年金掛金 24,507千円

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

直営店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等及び六本木本店、パピリオン並びに工場他の建設リサイクル法等に定める分別処分費用等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

直営店舗は、使用見込期間を建物の耐用年数（15年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に1.744%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

六本木本店、パピリオン及び工場他の建設リサイクル法等に定める分別処分費用等は、使用見込期間を建物の耐用年数（主に50年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に2.585%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の増減

期首残高	297,775千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,348千円
時の経過による調整額	4,524千円
期末残高	304,647千円

11. 追加情報

（従業員持株会信託型E S O P）

当社は、平成24年3月15日開催の取締役会において、当社従業員持株会を活用し、福利厚生制度の拡充を目的として「従業員持株会信託型E S O P」（以下、「本制度」）の導入を決議しております。

本制度では、当社が「シーボン従業員持株会」（以下、「持株会」）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当社株式を譲渡していく目的で日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（以下、「従業員持株会信託口」）が、本信託の設定後4年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、持株会への売却を行います。

当社株式の取得及び処分については、当社が従業員持株会信託口の債務を保証しており、総額法を適用しております。

なお、当事業年度末日に従業員持株会信託口が所有する当社株式は、総額法の適用により貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、計上額は101,451千円、株式数は65,200株であります。また、貸借対照表に計上された長期借入金の額は45,799千円であります。

(株式給付信託 (J-E S O P))

当社は、平成25年10月31日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気の向上と福利厚生制度の拡充を目的として、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-E S O P) 」 (以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入すること及び本信託の設定時期、金額等の詳細について決議しております。この導入に伴い、平成25年11月13日付で資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) (以下、「株式給付信託口」) が当社株式178,900株を取得しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し勤続年数等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

当該本信託については、総額法を適用し、当事業年度末日に株式給付信託口が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、計上額は359,201千円、株式数は178,796株であります。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社シーボン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井 上 隆 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林 敬 子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーボンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的で開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また有限責任監査法人トーマツから「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

株 式 会 社	シ ー ボ ン	監 査 役 会
常 勤	監 査 役	中 沢 ひろみ ㊟
(社外)	監 査 役	土 屋 奈 生 ㊟
監	監 査 役	大 井 素 美 ㊟
(社外)	監 査 役	

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	犬塚 雅大 (昭和29年6月13日生)	昭和53年4月 当社入社 昭和53年9月 当社美容部長 昭和56年9月 当社取締役営業部長 昭和59年9月 当社取締役副社長 昭和61年7月 当社代表取締役社長 平成17年12月 当社代表取締役会長（現任）	733,560株
2	金子 靖代 (昭和34年7月17日生)	昭和55年4月 (株)秋山愛生館（現 (株)スズケン）入社 昭和59年3月 当社入社 平成12年4月 当社管理本部長 平成12年6月 当社取締役 平成14年6月 当社専務取締役 平成15年4月 当社営業本部担当 平成16年9月 当社取締役副社長 平成17年12月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役兼執行役員社長（現任）	73,900株
3	諏佐 貴紀 (昭和48年1月24日生)	平成9年10月 (株)ダイナック入社 平成12年8月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員 管理本部部长 平成20年6月 当社取締役 管理部部长（現任） 平成25年6月 当社常務取締役兼執行役員（現任） 社長室担当（現任）	5,500株
4	朱峰 玲子 (昭和33年8月23日生)	平成2年10月 (株)エマーズ入社 平成12年6月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 管理部部长システム担当 平成19年2月 当社営業本部部长 平成20年6月 当社取締役 営業推進部担当（現任） 平成25年6月 当社取締役兼執行役員（現任） 直販営業部担当（現任）	13,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
5	みかみなおこ 三上直子 (昭和36年3月12日生)	昭和58年4月 味の素(株) 入社 平成19年4月 武蔵野大学客員教授(現任) 平成22年1月 当社入社 平成23年6月 当社執行役員 生産部担当 平成24年6月 当社取締役 生産部担当(現任) 平成25年6月 当社取締役兼執行役員(現任)	2,400株
6	たかほしけん 高橋健 (昭和21年8月3日生)	昭和44年4月 三井信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株)) 入社 平成4年4月 欧州三井信託銀行(株) 取締役社長 平成8年10月 欧州三井信託銀行(株) 取締役会長 兼 三井トラストインターナショナル(株) 取締役会長 平成10年9月 プルデンシャル三井トラスト投信(株) 取締役営業部長 平成13年6月 新光証券(株)(現 みずほ証券(株)) 執行役員 平成14年5月 同社常務執行役員 平成16年11月 新光証券(香港)有限公司 取締役 兼務 平成17年6月 新光証券セキュリティーズ・ホールディングス・インク(株) 代表取締役社長 兼務 平成21年4月 みずほ証券(株) シニアアドバイザー 平成21年6月 当社取締役(現任) 平成22年5月 ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ(株) 取締役会長 平成26年6月 (株)ウエストホールディングス 監査役(現任)	一株

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
7	かた やま とし お 片山利雄 (昭和25年1月6日生) <新任>	昭和48年8月 (株)日本染芸(現 (株)ニッセンホールディングス) 入社 昭和56年12月 (株)ニッセン(現 (株)ニッセンホールディングス) 取締役 昭和61年3月 同社常務取締役 平成11年11月 同社代表取締役専務 平成12年12月 同社代表取締役社長 平成19年6月 (株)ニッセンホールディングス 代表取締役社長 平成23年12月 (株)ニッセンホールディングス 代表取締役会長 (平成27年3月退任)	-株

- (注) 1. 各取締役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、平成27年3月31日現在の状況であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高橋健氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。また、片山利雄氏についても、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 高橋健氏及び片山利雄氏を社外取締役候補者とした理由は、以下の通りであります。
- (1) 高橋健氏は、コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結時において6年間となります。
- (2) 片山利雄氏は、コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 社外取締役候補者としての独立性
- (1) 高橋健氏及び片山利雄氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
- (2) 高橋健氏及び片山利雄氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の報酬を受けたことはありません。
- (3) 高橋健氏及び片山利雄氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
6. 当社は、高橋健氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、片山利雄氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 中沢ひろみ氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者は、監査役 中沢ひろみ氏の補欠ではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当該株式 の数
いぬい くみこ 乾久美子 (昭和37年9月3日生) <新任>	昭和60年4月 (株)千葉銀行 入行 昭和62年10月 TDK(株) 入社 平成4年10月 青山監査法人(現あらた監査法人) 入所 平成8年4月 公認会計士登録 平成17年9月 (株)サイバー・コミュニケーションズ入社 平成19年6月 同社執行役 コーポレート・マネジメント本部長 平成22年1月 同社執行役員 コーポレート・マネジメント本部長 (平成26年6月退職)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 乾久美子氏は、社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 乾久美子氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として豊富な経験と幅広い識見を有しており、独立した立場からの視点を監査に反映させられるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役候補者としての独立性
- (1) 乾久美子氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
- (2) 乾久美子氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の報酬を受けたことはありません。
- (3) 乾久美子氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
5. 乾久美子氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

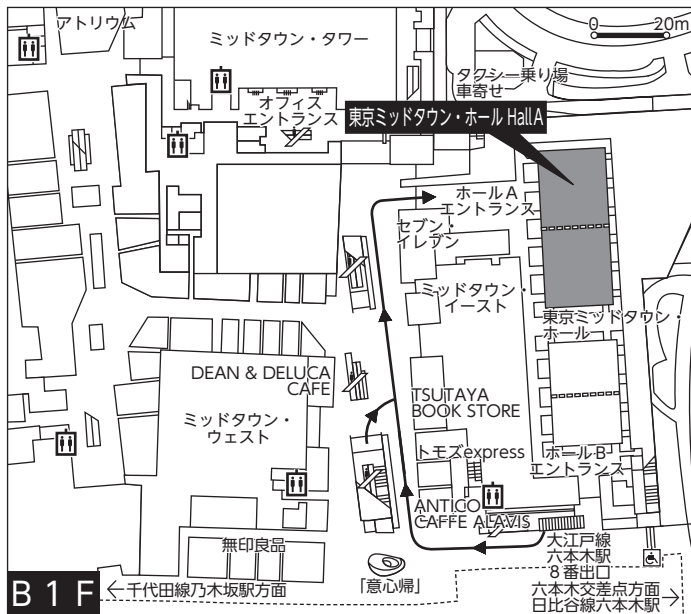
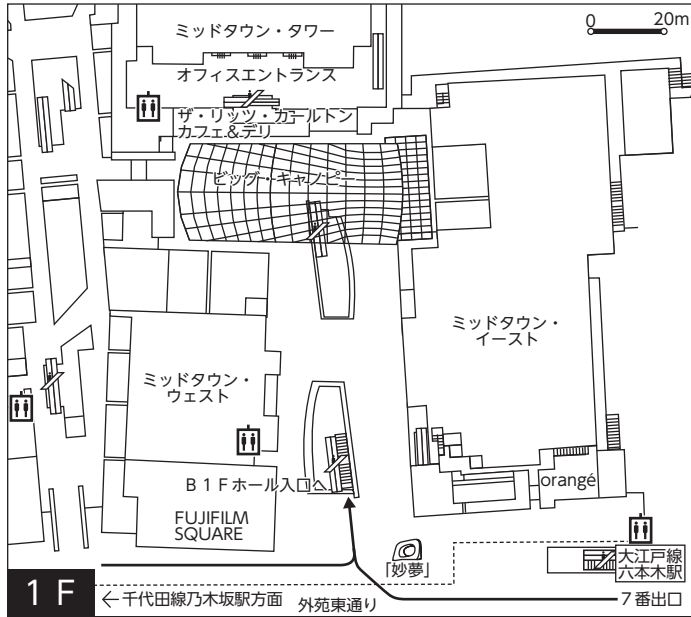
メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing the content of the memo.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

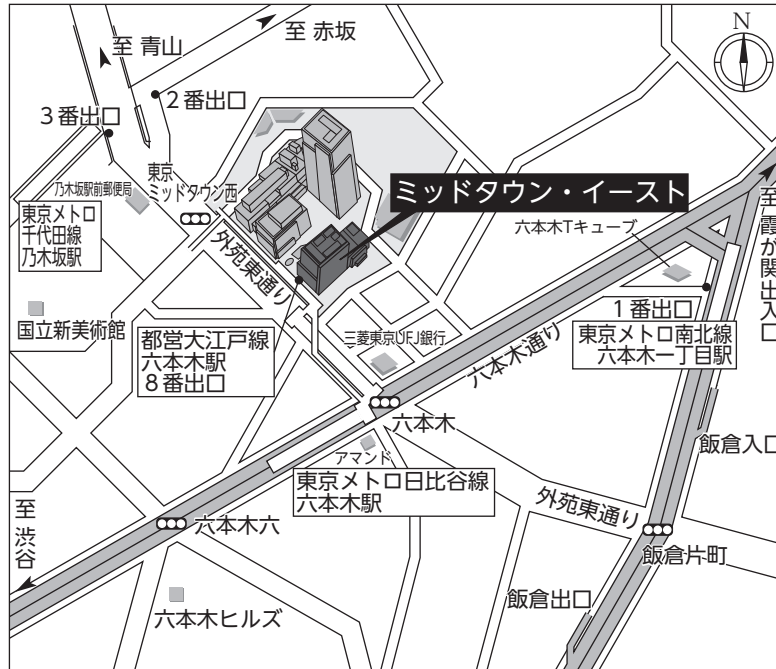
「会場ご案内図（拡大）」



株主総会 会場ご案内図

(詳細は裏面をご参照ください)

会場 東京都港区赤坂九丁目7番2号
東京ミッドタウン ミッドタウン・イースト 地下1階
東京ミッドタウン・ホール HallA



(お願い)
会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

最寄駅 六本木駅
都営大江戸線 : 地下8番出口より直結
東京メトロ日比谷線 : 4a出口側から地下通路を経由し、地下8番出口より直結
乃木坂駅
東京メトロ千代田線 : 3番出口より徒歩約3分
六本木一丁目駅
東京メトロ南北線 : 1番出口より徒歩約10分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

この冊子は、環境に優しい
植物油インキを使用して印刷
しています

